2.大 気 環 境

(1)大気環境の概要

本市は、大気汚染防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例の規定に基づき、関係工場・事業場の監視・指導及び大気汚染の常時監視を実施してきた。

市内における大気汚染常時監視は、一般環境測定局6局と自動車排出ガス測定局1局の計7局で実施しており、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素については、測定を実施した全ての測定局で環境基準を達成したが、浮遊粒子状物質については、7局のうち4局、光化学オキシダントについては、測定をした全2局で環境基準を達成しなかった。

また、市内3地点で有害大気汚染物質モニタリングを実施し、環境基準が定められている4物質(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン)については、3地点とも全て環境基準を達成した。

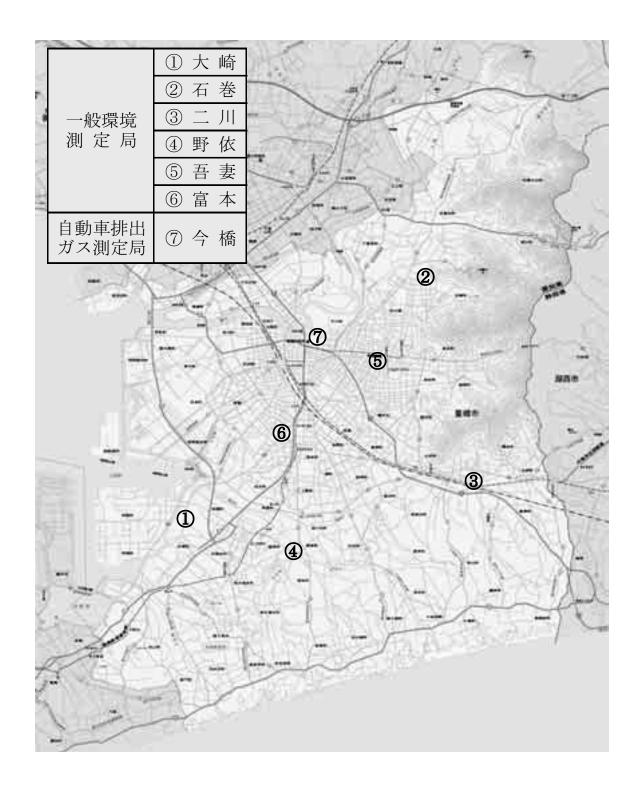
平成19年度は、豊橋地区における光化学スモッグ予報の発令が7月に1回あった。



有害大気汚染物質の分析風景

(2)大気汚染測定地点

ア. 大気汚染測定地点



イ.測定局の概要

一般環境測定局6局、自動車排出ガス測定局1局で実施し、測定項目は次表のとおりである。

Seul	-			÷n		測	定	項	目		採気口
 	定	局	所 在 地	設置場所	SO ₂	NO ₂	SPM	Ох	СО	нс	の高さ
大		崎	大崎町字柿ノ木 16	大崎校区市民館2階							9 m
石		巻	石巻町字西浦 16	石巻校区市民館2階							9 m
=		Ш	大岩町字東郷内 111-1	二川地区市民館 1 階							4 m
野		依	野依町字上ノ山 33-4	野依校区市民館2階							9 m
吾		妻	吾妻町 84-1	吾妻公園内							2 ~ 3 m
富		本	富本町字国隠 20-8	東三河支所 2階							5 m
今		橋	今橋町1	市役所車庫棟 3階				·			8 m

(注)平成15年4月自動車排出ガス測定局(今橋局)を新設した。

(3)大気汚染常時監視結果

ア.二酸化硫黄

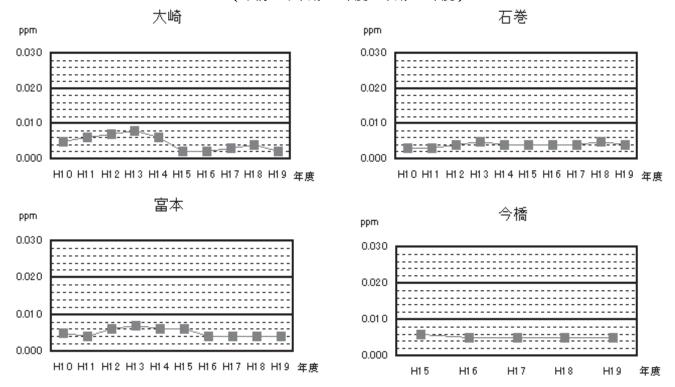
二酸化硫黄は主に重油等の硫黄分を含む燃料が燃焼するときに発生するもので、無色の刺激性の 気体で水に溶けやすく、高濃度のときは眼の粘膜に刺激を与えるとともに、呼吸機能に影響を及ぼ すと言われている。また、金属を腐食させたり、植物を枯らしたりする。

市内の一般環境測定局の年平均値は、過去 5 年間において 0.003ppm から 0.005ppm の範囲で推移し、平成 19 年度は 0.003ppm であった。また、自動車排出ガス測定局の年平均値は、過去 4 年間においてずっと 0.005ppm であり、平成 19 年度も 0.005ppm であった。環境基準については、全ての測定局で達成した。

測	測定局		有効測定 日 数	測定時間	年平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の 2 % 除 外 値	環境基準 の 達成状況	前 年 度年平均値
			(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	達成 非達成 ×	(ppm)
大		崎	340	8,144	0.002	0.031	0.005		0.004
石		巻	364	8,713	0.004	0.036	0.009		0.005
富		本	364	8,710	0.004	0.040	0.009		0.004
今		橋	353	8,545	0.005	0.038	0.008		0.005

二酸化硫黄経年变化(平成10年度~平成19年度)

(今橋のみ平成15年度~平成19年度)



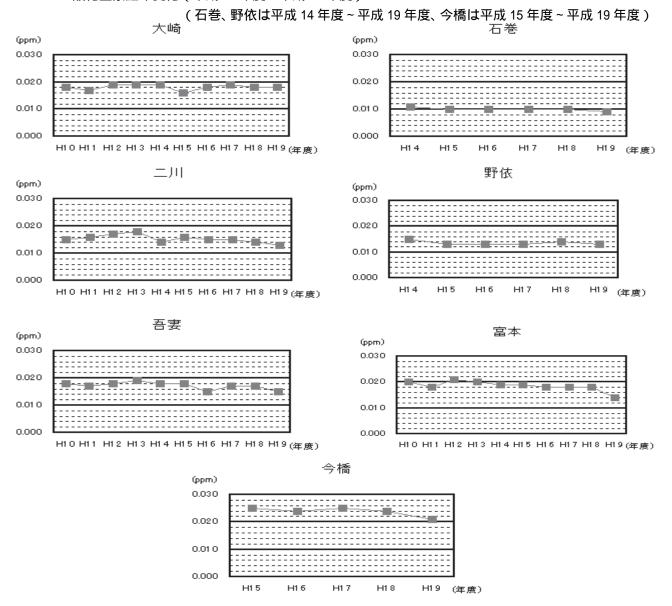
イ.二酸化窒素

二酸化窒素は燃焼時の高温下で空気中の窒素と酸素が化合することによるほか、窒素分を含む有機物が燃焼するときにも発生するので、発生源は工場・自動車等多岐にわたっている。二酸化窒素は赤褐色の刺激性の気体であり、高濃度のときは眼・鼻等を刺激するとともに、健康に影響を及ぼすと言われている。

市内の一般環境測定局の年平均値は過去5年間において0.015ppmから0.017ppmの範囲で推移し、平成19年度は、0.014ppmであった。また、自動車排出ガス測定局の年平均値は、過去4年間において0.024ppmから0.025ppmの範囲で推移し、平成19年度は0.021ppmであった。環境基準については、全ての測定局で達成した。

測定局	;	有効測定 日 数	測定時間	年平均値	日平均値 の 年 間 98 % 値	環境基準 の 達成状況	前 年 度年平均値
		(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	達成 非達成 ×	(ppm)
大	崎	339	8,135	0.018	0.035		0.018
石	巻	364	8,669	0.009	0.022		0.010
=	Ш	362	8,651	0.013	0.028		0.014
野	依	358	8,516	0.013	0.029		0.014
吾	妻	360	8,574	0.015	0.032		0.017
富	本	365	8,707	0.014	0.031		0.018
今	橋	339	8,214	0.021	0.041		0.024

二酸化窒素経年变化(平成10年度~平成19年度)



ウ. 一酸化炭素

一酸化炭素は無味、無臭、無色、無刺激の気体で、不完全燃焼したときに発生するものである。 発生源は自動車によるものが最も多く、その他、石油スト - ブ、ガスコンロ等からも発生する。 環境基準については平成 19 年度も達成した。

測	定局	有効測定 日 数	測定時間	年平均値	1 時間値 の最高値	日平均値 の 2 % 除 外 値	環境基準 の 達成状況	前 年 度 年平均値
		(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	達成 非達成×	(ppm)
今	橋	335	7,984	0.9	3.8	1.5		8.0

工. 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が $10 \, \mu$ m ($1 \, \mu$ m = $1 / 1000 \, mm$) 以下のものをいう。発生源は、工場・交通機関等人為的なもののほか、土壌の舞い上がり等自然的なものもある。この粒子は、沈降速度が小さいため、大気中に比較的長時間滞留し高濃度のときは健康上影響を与えると言われている。

市内の一般環境測定局の年平均値は、過去5年間において0.028 mg/m³から0.030 mg/m³の範囲で推移し、平成19年度は0.027 mg/m³であった。市内の自動車排出ガス測定局の年平均値は、

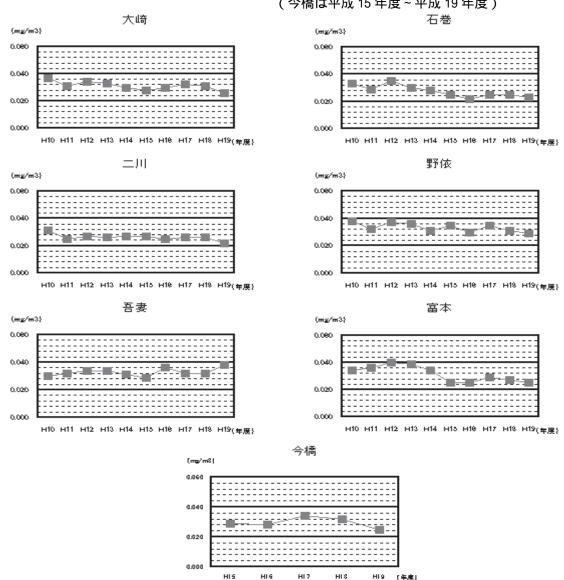
過去4年間において0.028 mg/m³から0.032 mg/m³の範囲で推移し、平成19年度は0.025 mg/ m³ であった。

環境基準については、一般環境測定局の野依局、吾妻局、富本局、自動車排出ガス測定局の今橋 局の計4測定局で、日平均値が0.10 mg/m³を2日連続で超えたため達成できなかった。

測	定	局	有効測定 日 数	測定時間	年平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の 2 % 除 外 値	環境基準 の 達成状況	前 年 度年平均値
			(日)	(時間)	(mg/m³)	(mg/m³)	(mg/m³)	達成 非達成×	(mg/m³)
大		崎	344	8,295	0.026	0.288	0.064		0.031
石		巻	363	8,727	0.023	0.504	0.069		0.025
=		Ш	363	8,748	0.022	0.294	0.065		0.026
野		依	365	8,756	0.029	0.331	0.075	×	0.031
吾		妻	364	8,738	0.038	0.262	0.081	×	0.032
富		本	321	7,789	0.025	0.345	0.080	×	0.027
今		橋	353	8,534	0.025	0.302	0.066	×	0.032

浮遊粒子状物質経年変化(平成10年度~平成19年度)

(今橋は平成15年度~平成19年度)



オ.光化学オキシダント

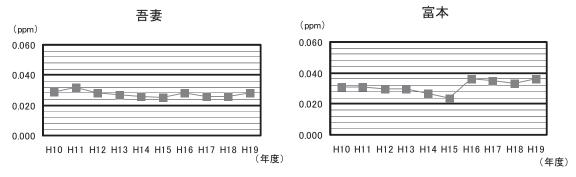
光化学オキシダントとは、大気中の窒素酸化物、炭化水素等が強い太陽光(紫外線)を受け、光化学反応により生成されたオゾン、パーオキシアセチルナイトレイト(PAN)等の酸化性物質をいう。 その生成は、反応物質の濃度レベルのみならず、気象条件に大きく依存している。

環境基準については、平成19年度についても2局とも達成しなかった。 6月27日(水)には光化学スモッグ予報、注意報等の発令はなかったが、健康被害の報告があった。7月28日には光化学スモッグ予報が発令されたが、健康被害の報告はなかった。

測	定	局	昼間測 定日数 (注)	昼間測定時間	昼 間 年平均値	昼間の えた時	1 時間値 間数及び	昼間の 1時間値 の最高値	環境基 準の達 成状況	前年度 昼間年 平均値		
			(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(ppm)	達成 非達成 x	(ppm)			
吾		妻	366	5,385	0.028	212	3.9	57	15.6	0.104	×	0.026
富		本	366	5,425	0.036							0.033

(注) 昼間とは5時から20時までの時間帯をいう。

光化学オキシダント経年変化(平成10年度~平成19年度)



力.炭化水素

炭化水素は光化学オキシダント生成原因物質の一つであり、光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する非メタン炭化水素の午前 6 時~ 9 時までの 3 時間平均値は 0.20 ~ 0.31ppmC と示されている。

全炭化水素から光化学反応性を無視できるメタンを除いた非メタン炭化水素測定結果を掲げた。 非メタン炭化水素測定結果

測	測定局	局	測定時間	年平均値	6~9 時にお ける年 平均値 日数		6 ~ 3時間 最高値	9 時 平均値 最低値	時間工)ppmC	6 ~ 9 時 3 時間平均値 が 0.31ppmC を超えた日 数 と 割 合	
			(時間)(ppmC)(ppmC)(日	(日)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)		
吾		妻	7,993	0.21	0.23	355	1.16	0.00	186	52.4	70	19.7

(注) ppmC とは炭素原子数を基準として表した ppm 値である。

(4) 有害大気汚染物質モニタリング結果

低濃度ではあるが、長期暴露を受けることにより健康への影響が懸念されている有害大気汚染物質の中で、健康リスクが高い物質について、3 地点でモニタリングを実施した。

環境基準が定められている4物質(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン)は、3地点とも環境基準値を達成した。

また、指針値が定められている7物質(アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン)は、3地点とも指針値を下回った。

ア.調 査 地 点

調査	地点	所 在 地	地 域 分 類
大	崎	大崎町字柿ノ木 16	一般環境
_	Ш	大岩町字東郷内 111 - 1	一般環境
今	橋	今橋町1	沿 道

平成 19 年度における環境基準設定物質の調査結果

 	〕 地点	地 域 分 類	ベン	ゼン(単位	立:μg /	′ m³)	トリクロ	ロエチレン	(単位:µ g	/ m³)
神馬	1.地点	地地为为	検体数	年平均值	最小値	最大値	検体数	年平均值	最小値	最大値
大	崎	一般環境	12	1.1	0.31	2.8	12	0.22	ND(0.022)	0.64
_	Ш	一阪圾坑	12	1.1	0.51	1.9	12	0.22	0.10 *	0.54
今	橋	沿 道	12	1.2	0.56	2.6	12	0.19	ND(0.022)	0.48
	環境	基準	年平	均值 3	µg/m³	以下	年平均	匀值 200	μg/m	₃以下
细木	登地点	地域分類	テトラクロ	コロエチレン	(単位:µ g	y / m³)	ジクロロ	1メタン (単位: μ	g / m³)
间上	1.地点	地戏刀羰	検体数	年平均值	最小値	最大値	検体数	年平均值	最小値	最大値
大	崎	一般環境	12	0.087	ND(0.025)	0.24	12	2.0	0.52	5.6
	Ш	一阪圾児	12	0.13	ND(0.024)	0.32	12	3.1	0.52	9.9
今	橋	沿 道	12	0.096	ND(0.026)	0.37	12	1.9	0.58	5.5
	環 境 基 準 年平均値 200 µg/m³以下						年平均	匀值 150	µg/m	₃以下

平成 19 年度における指針値設定物質の調査結果

+ 本	地点	地域分類	アクリロ	ニトリル	単位: μ	g / m³)	塩化ビニ	ルモノマー	-(単位:μ (g / m³)	
间具	. 地 从	地場刀無	検体数	年平均値	最小値	最大値	検体数	年平均値	最小値	最大値	
大	崎	一般環境	12	0.025	ND(0.0034)	0.10	12	0.016	ND(0.0016)	0.073	
=	Ш	一阪圾坑	12	0.023	ND(0.0040)	0.084	12	0.022	ND(0.0028)	0.065	
今	橋	沿 道	12	0.024	ND(0.0035)	0.054	12	0.015	ND(0.0016)	0.059	
	指 釒	十 値	年平	均値 2	µg/m³	以下	年平:	均値 10	μg/m³	以下	
+ 本	地点	地 域 分 類	水銀及び	その化合物	(単位: r	ng / m³)	ニッケル化合物(単位:ng / m³)				
神旦	. 地 从	地地为规	検体数	年平均値	最小値	最大値	検体数	年平均値	最小値	最大値	
大	崎	60. 159. 1辛	12	3.0	2.0	3.9	12	3.9	1.8	8.3	
=	二川一般環境		12	2.8	1.7	3.7	12	2.3	0.57	3.6	
今	橋	沿 道	12	2.8	1.9	3.8	12	2.6	0.70	4.3	
	指 針 値			年平均值 40ng / m³以下				年平均值 25ng / m³以下			

				1							
舗ねる	査地点	地域分	ン・米百	クロロ	ホルム(ဋ	単位: µ g	/ m³)	12 -ジ!	プロロエタン	(単位:µ (y / m³)
	1 地 黑	也以几	」 犬只	検体数	年平均値	最小値	最大値	検体数	年平均値	最小値	最大値
大	崎	一般環	₽ + 辛	12	0.19	0.027*	0.31	12	0.14	0.051*	0.19
=	Ш	- 列文 场	3 児	12	0.20	0.025*	0.42	12	0.17	0.046*	0.35
今	橋	沿	道	12	0.19	0.077	0.44	12	0.15	0.068	0.34
	指針値			年平:	均値 18	µg/m³	以下	年平均	沟值 1.6	μg/m ³	以下
= 1 2	丘地点	地域分	〉 米百	1,3-フ	゙ タジエン(〔単位:μ	g / m³)				
	1 地 黑	也以几	」 犬只	検体数	年平均値	最小値	最大値				
大	崎	一般環	⊒ 	12	0.27	0.072	0.71				
_	Ξ 川		、	12	0.27	0.051	0.46				
今	今 橋 沿 道		道	12	0.35	0.11	0.64				
				年平均値 2.5 µ g / m³ 以下							

注)クロロホルム、1,2 -ジクロロエタン、1,3 -ブタジエンの 3 物質については平成 18 年 12 月 20 日付け環水大総発 061220001 号の環境省水・大気環境局長通知により指針値に設定された。

環境基準及び指針値の定められていない有害大気汚染物質の調査結果

- 本	地点	地域分類	アセトア	゚ルデヒド	単位: μ	g / m³)	ホルムアルデヒド(単位:μg/m³)				
神 旦	. 地 从	地地为海	検体数	年平均值	最小値	最大値	検体数	年平均值	最小値	最大値	
大	崎		12	3.0	1.7	4.2	12	4.5	2.0	8.7	
=	Ш	一般環境	12	3.4	1.8	5.6	12	4.6	0.57	9.2	
今	橋	沿 道	12	3.4	1.3	6.2	12	4.4	1.5	11	

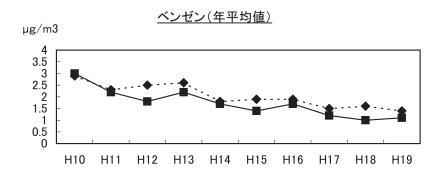
調査地点 地域		+ 4 + + : : / \ * * * * * * * * * * * * * * * * * *	酸化工	チレン(単	<u></u> 单位: μ g	j / m³)	ベンゾ (a) ピレン(単位:ng / m³)				
		地域力無	検体数	年平均値	最小値	最大値	検体数	年平均値	最小値	最大値	
大	崎	一般環境	12	0.11	0.036	0.22	12	0.13	0.0025*	0.72	
=	Ш	一放圾坑	12	0.089	0.039	0.13	12	0.13	ND(0.0028)	0.73	
今	橋	沿 道	12	0.086	0.041	0.19	12	0.14	ND(0.0028)	0.80	

調査地点		+4、+3、/2、米五	ヒ素及び	その化合物	勿(単位:	ng / m³)	クロム及びその化合物(単位:ng / m³)				
神 基	查地点 地域分類		検体数	年平均值	最小値	最大値	検体数	年平均值	最小値	最大値	
大	崎	一般環境	12	1.6	0.53	5.6	12	6.2	1.4	15	
=	Ш	一放圾児	12	0.99	0.19	2.4	12	2.3	0.13*	6.5	
今	橋	沿 道	12	1.6	0.40	7.3	12	3.6	1.4	6.0	

調査地点		+山 +式 /入 米石	ベリリウム	及び そ の化 [・]	合物(単位:	ng / m³)	マンガン及びその化合物(単位:ng / m³)				
神 旦	. 地 从	地域分類	検体数	年平均值	最小値	最大値	検体数	年平均值	最小値	最大値	
大	崎	机 坪 +辛	12	ND(0.087)	ND(0.044)	0.20*	12	34	7.6	88	
=	Ш	一般環境	12	ND(0.076)	ND(0.044)	ND (0.10)	12	12	4.9	22	
今	橋	沿 道	12	ND(0.078)	ND(0.044)	ND (0.10)	12	21	6.7	42	

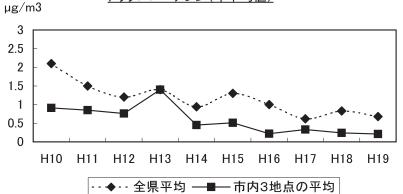
- (注)
 1 *は定量下限値未満、検出下限値以上の数値であることを表す。
 2 NDは検出下限値未満の数値であることを表し、数値は検出下限値の1/2である。
 3 平均値は算術平均により算出した。測定値が検出下限値未満の場合は、検出下限値の1/2の値を測定値として算出した。

環境基準が設定されている有害大気汚染物質の経年変化(全県平均との比較)

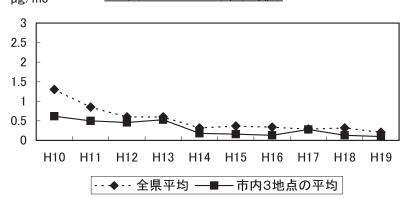


- · ◆ · · 全県平均 ─■ 市内3地点の平均

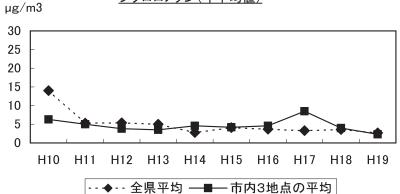
トリクロロエチレン(年平均値)



μg/m3 <u>テトラクロロエチレン(年平均値)</u>



ジクロロメタン(年平均値)



(5)降下ばいじん

降下ばいじんは、大気中の粒子状物質のうち、重力、雨等によって降下するばいじん、粉じん等である。平成 19 年度の年平均値は、2.5t / km² / 月であった。

降下ばいじん経年変化 (年平均値)

測定年度	平成 10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
降下ばいじん量 (t/km²/月)	2.0	2.1	2.5	3.2	3.2	(1.2)	3.4	3.1	3.1	2.5

- (注1) 平成11年度より、愛知県農林会館豊橋分館(県設置)から豊橋市役所(市設置)へ測定地 点を変更した。
- (注2)デポジットゲージ法により採取を行った。
- (注3) 平成 15 年度は、7月 26 日から8月 26 日まで欠測のため、参考値として()書きで示す。

(6)酸 性 雨

雨水の pH は、清浄な環境においても大気中に含まれる二酸化炭素との平衡により、25 、1 気圧の条件下では、5.6 程度の弱酸性を示すと言われている。

平成 18 年度の p H の年平均値は 4.92 であった。

酸性雨経年変化 (年平均値)

調査地点 \ 年 度	H9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
豊 橋 (県環境調査センター) 東 三 河 支 所)	5.1	5.3	5.22	4.92	4.85	5.02	4.80	5.03	4.78	4.92

出典:大気汚染調査報告(県環境部) 酸性雨等実態調査結果(あいちの環境 HP)

(7)工場・事業場の調査及び指導

ア.ばい煙・粉じん等の規制

工場・事業場に対しては、大気汚染防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例により、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物等のばい煙の排出基準、粉じん等を発生する施設についての構造・使用等に関する基準、一定規模以上の工場・事業場には硫黄酸化物の総排出量が定められており、規制を行っている。

また、ダイオキシン類対策特別措置法により、規制対象となる特定施設からの排出ガスに係る排出基準が定められている。

イ.届出の審査

平成 19 年度における大気汚染防止法に基づく届出は 102 件、県民の生活環境の保全等に関する 条例に基づく大気関係の届出は 93 件あり、これらについて審査を行い必要な指導を行った。

ウ.立 入 調 査

法令等に基づく規制基準の遵守状況を監視するため、延べ 122 件について立入調査を実施し、このうち 3 件のばい煙測定を行うとともに、30 件については燃料を採取して成分検査を行った。

工.燃料中の硫黄分測定結果

硫 黄 分(%)	0.1 未満	0.1 以上 0.5 未満	0.5 以上	計
測定件数	7	21	2	30

(8) 光化学スモッグ

光化学スモッグの注意報等が発令されたときの対応は、豊橋市光化学スモッグ通報体制実施要領に基づき、各関係機関と協力し通報体制をとっている。

豊橋地区での発令は、市内の2箇所に設置された測定局のオキシダント濃度と気象状況から判断し、 愛知県環境部が行うものであり、平成19年度は発令されなかった。7月28日(土)に予報の発令が 1回、6月27日(水)に被害届が491件あった。

注意報等の発令基準

光化学スモッグの注意報等は、オキシダント濃度の1時間値が次の各号のいずれかに該当する 濃度となり、かつ気象状況からみて、その状態が継続すると認められるときに発令される。

イ.予 報	オキシダント濃度の 1 時間値	0.08ppm 以上
口.注意報	II .	0.12ppm 以上
八.警報	II .	0.24ppm 以上
二.重大警報	<i>"</i>	0.40ppm 以上

(9)アイドリング・ストップ

自動車は、通勤、通学、買い物など私たちの生活から切り離せないものとなっているが、この便利 さの反面で大気汚染や騒音、悪臭などを引き起こし、地球温暖化の原因にもなっている。

こうした自動車交通に伴う環境への負荷を減らすため、愛知県は『県民の生活環境の保全等に関する条例』(平成 15 年 10 月 1 日施行)の中で、アイドリング・ストップの義務などについて規定している。本市においてもアイドリング・ストップの定着化を図るため、事業者に対してリーフレット配布等により普及啓発を行うとともに、本庁舎に啓発のための懸垂幕を掲出して市民に実践を呼びかけた。